

## 本人訴訟（2023年8月21日産経新聞掲載）

### 生成AI、法律解釈などにハードル

#### 【質問】

知人から、いいもうけ話があるといわれ、お金を渡してしまいました。返してほしいと頼みましたがいろいろ理由をつけて応じてくれません。裁判を起こせばお金を返してもらうことはできるのでしょうか。弁護士に頼まず、生成AIを利用して書類を作り、裁判所に提出することもできますか。

#### 【回答】

質問者の知人が任意でお金を返してくれることはなさそうですから、この知人からお金を返してもらう方法としては、知人を相手方とする民事訴訟（＝裁判）の提起が考えられません。

日本では、弁護士に頼まずに、法的紛争の当事者「本人」が、民事訴訟を提起することはもちろん、その後の裁判期日に自ら出頭してその法的紛争に関連する事実の主張や証明といった訴訟活動を行うことができます。このように、法的紛争の当事者本人が訴訟を行う場合を「本人訴訟」と呼びます。

ただし、質問者が本人訴訟を行おうとする場合、難しい法律概念やその解釈を自分自身で一から理解しなければなりません。特に、民事訴訟では、自分の請求が認められるためにはどのような事実を主張すればいいのか、訴訟で問題となっている事実を誰が証明しなければならないのか、といった訴訟に関するルールも多く存在します。

例えば今回のケースでは、お金を渡したことやお金を返してくれないことの法的な解釈が問題となります。

確かに「ChatGPT」に代表される最近のAI技術の発展には目を見張るものがあります。しかし、AIが難解な法律概念やその解釈を誤りなく正確に行えるのか、あるいは、ある特定の事実からどのような法的主張や証明ができるかを整理・検討した上で民事訴訟に関するルールに則した説得的な文章を作成できるのか—といえはまだハードルは高く、先の話になりそうです。

ですから、いきなり本人訴訟を行おうとする前に1度、弁護士に相談してみることをおすすめします。

（弁護士 三浦孝司）